

「港風舎」の支援内容の変更について（5/1 更新）

現在、新型コロナウイルスに関連し各種予防策が講じられていますが、緊急事態宣言が延長されることに伴い、港風舎では、利用者の皆さんの感染予防や、社会的な状況を配慮し、支援内容の一部変更（下記の内容）を継続します。なお、必要な方への支援については、継続してまいりますので、ご理解願います。

変更期間	5月7日（水）から緊急事態宣言発令期間中（状況により変更の可能性あり）
通所時間	午前10時～午後3時（火曜日：～12時は変更ありません）
継続するもの	請負作業、個別作業（ワーキングルーム内）
自粛するもの	（集団活動） 就労準備講座、就労 SST、PC 講座、メンバーミーティング、大掃除、避難訓練、WRAP など （個別活動） 個別面談、見学同行、実習など * 就活期であり実施が必要な場合は対応します。
各種当番について	別紙をご覧ください（ワーキングルームに掲示）

* 各項目とも、状況により変更の可能性あり

また、5/7以降、希望者に対して、「在宅での就労移行支援事業」を開始する予定です。詳細は、別紙をご参照下さい。

今回の変更措置や、外出自粛の要請に沿って、当面の間、通所を控える、不安なので通所を中止したい、ということであれば、出席率などの面を含めて、皆さんの不利益にならないよう出来る限り工夫・対応しますので、まずはスタッフまでご相談・お問い合わせください。

なお、5/7以降も、運営・支援に大きな支障をきたさない範囲で、職員の勤務体制も調整をはかる予定としています。今後、更なる大幅な変更等が生じた場合は、文章や HP (<https://yccc.jp/mental/>) 等で周知します。



本件に関する電話でのお問い合わせ先 045-475-0137（平日 8：45～17：15）

令和2年5月1日
横浜市総合保健医療センター港風舎
サービス管理責任者 田原智昭

就労移行支援事業所/港風舎における 「在宅での就労移行支援事業」実施について

現在、港風舎では、令和 2 年 4 月 7 日に緊急事態宣言が発令されたことにより、利用者の皆さんの感染予防や、社会的な状況を配慮し、支援内容を一部変更しつつ、必要な方への支援について継続しております。

今回、5 月 7 日以降も緊急事態宣言が延長されることを受け、皆さんの感染予防や、社会的な状況を配慮しつつ、支援の重要性を鑑み、希望される方に対して、以下の内容で「在宅での就労移行支援事業」を実施いたします。

但し、国や横浜市から示される方針の変更等によって、以下の内容が変更になる場合もあります。予め御了承ください。

1、実施期間

令和 2 年 5 月 7 日（木）から緊急事態宣言発令期間中

2、実施上の注意など

- ・ 希望者のみに実施されます。
- ・ 通所での支援と、在宅での支援を混ぜる事も可（週 2 日通所、週 2 日在宅なども可）
- ・ 通常通りの支援（通所等での支援と同等）とみなされ、利用者負担が発生します。
- ・ 原則 2 週間に 1 回は通所をしていただき、進捗の確認や、課題の整理を行います。

3、内容など

【開始前：職員との面談】

- ・ 担当者との面談を実施する
 - 取り組む目標・内容を相談し、2 週間の計画を検討します。
 - 個別支援計画を立て直します。
 - 次回通所日（面談日）を決めます。

【開始前：個人での準備】

- ・ 週間予定表を作成する
 - 職員との面談で考えた計画や、在宅用メニューを基にして、週間予定表を作成します。

【開始後：日々の取り組み】

- ・ 予定表に沿って活動を行う
 - K-step、活動記録表、生活リズムチェック表は、出来る限り実施します。
 - 職員から、原則 1 日 2 回（午前 1 回・午後 1 回）、電話での連絡が入りますので、状況を報告しつつ、相談ごとなどがあればお伝えください。

【問い合わせ先】

横浜市総合保健医療センター 就労移行支援事業所/港風舎
045-475-0137（平日 8:45~17:15）